

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

## 今回の内容

- 訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A及び関連帳票の記載例について

(合計 本紙含め22枚)

vol. 116

平成13年8月29日

厚生労働省老健局介護保険課

\* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。

# 1 / 22

:35032167

印刷係

01-8-29:10:28PM:厚生労働省老健局介護保険課

事務連絡  
平成13年8月29日

各都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化  
に係るQ&A及び関連帳票の記載例の送付について

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A及び関連帳票の記載例を作成しましたので送付いたします。

各都道府県及び介護保険者の市区町村におかれましては、平成14年1月1日からの制度実施に向け鋭利準備をすすめられていることと存じますが、今後とも一層のご配慮をいただきますようお願いいたします。併せて、介護の現場で実際に事業に携わっているサービス事業者・居宅介護支援事業者の方々が、新制度が施行された際に混乱を招かず円滑な事業が実施できるよう、指導・監督方よろしくお願いいたします。

なお、システム改修等に伴うインターフェーステストについては、国民健康保険中央会にて平成13年10月より行う予定としております。詳細につきましては、「WAM NET」または国民健康保険中央会ホームページ (<http://www.kokuho.or.jp/>) の「タイトル」画面を参照ください。

# 2 / 22

:36092167

印刷

01- 8-29:10:28PM;厚生労働省老健局介護保険課

## 訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A

### I 給付管理業務関係

#### (1) 要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認

1 【月途中で要介護認定期間が切り替わる場合のサービス利用票別表の記載方法】  
月の途中で変更認定等が行われた場合は新たな要介護認定期間に切り替わることとなる。この場合に、サービス利用票別表における「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄はどのように記載するのか。

(答)

変更認定後は、新たな要介護認定期間となり、要介護認定期間中における短期入所の利用日数の確認も、新たな認定有効期間の開始日から行うこととなる。変更認定のあった月においては、前月までの利用日数をゼロとしてサービス利用票別表を作成して、変更認定後の期間について短期入所利用通算日数の確認を行う。

#### 2 【要介護認定期間が当初設定より短くなった場合の扱い】

変更認定等により、当初設定されていた要介護認定期間の終了日より前に次の認定有効期間に切り替わった場合、短期入所の利用を前倒しで行っていると、結果として変更認定前の短期入所利用日数が要介護認定期間の半分以上を超えてしまう可能性がある。この場合どのように取り扱うか。

(答)

サービス計画作成時点においては当初の要介護認定期間を前提として短期入所の計画を立てているものであり、このようなケースは問題とならない。

#### 3 【連続30日を超える短期入所の日数の扱い】

連続30日を超えて短期入所を行った実績がある場合、30日を超える利用日を短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答)

連続30日を超えた利用日については介護保険対象の短期入所とはみなされず、保険給付の対象ともならないため、要介護認定期間の半数と比較する短期入所の利用日数には含めない。

#### 4 【区分限度を超えて利用した短期入所の扱い】

区分限度を超えて短期入所を行った実績がある場合、短期入所の利用日数として通算し、要介護認定期間の半数との比較に含めるか。

(答)

区分支給限度基準額を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数については、「要介護認定期間中の短期入所利用日数の確認」欄において短期入所の利用日数には含めない。限度内相当部分としての要介護認定期間の半数との比較に含める日数は以下の算式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{短期入所サービスの区分支給限度基準内単位数} \div \text{短期入所の総単位数} \\ & \times \text{短期入所の総利用日数 (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

(2) 連続 30 日を超える短期入所について

【連続 30 日を超える短期入所を計画した場合のサービス利用票等の記載方法】

利用者の希望により連続 31 日を超える短期入所を計画した場合、サービス利用票の月間計画、サービス利用票別表上どのように記載すべきか。

(答)

サービス利用票は利用者に保険対象内外のサービスを区分して記載し、説明することを基本としていることから、介護保険の短期入所にあたらぬ 31 日目以降についてもサービス利用票の記載対象となる。

(3) その他

【給付管理票総括票の扱いについて】

平成 14 年 1 月以降 (実質的には平成 14 年 2 月以降の介護報酬請求)、給付管理総括票は現行の様式を継続するのか。

(答)

国民健康保険中央会によれば、平成 14 年 1 月以降の介護報酬請求に係る総括票は、以下のとおりである。なお、短期入所サービス給付管理票の欄は、月遅れ等により旧様式の給付管理票を提出する場合のみ使用する。